

尾道市入札・契約事務に係る公正な職務の執行に関する要綱を次のように定める。

令和8年7月8日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市入札・契約事務に係る公正な職務の執行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う入札・契約事務に関し、職員が働きかけを受けたときの対応及び職員間の協議等における対応について必要な事項を定めることにより、情報の共有化を図り、組織として適切な対応を徹底するとともに、入札・契約事務の公正性及び透明性のより一層の向上並びに公正な職務の執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札・契約事務 建設工事及び建設工事に関連する業務委託に係る入札及び契約並びにこれらに関連する事務をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員をいう。
- (3) 働きかけ 職員に対する行為のうち入札・契約事務の公平及び公正な執行を損なうおそれのある次に掲げるものをいう。
 - ア 特定の事業者の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
 - イ 特定の事業者の受注又は非受注に関する要求行為
 - ウ 非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格、設計金額若しくは見積金額又は入札参加者その他入札又は契約に関し秘密に属する情報の提供を要求する行為
 - エ 職員に対する言動が通常の営業行為を逸脱していると判断される行為

オ その他特定の者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

- (4) 職員間の協議等 職員間において職員が行う会議、協議、説明その他これらに類する話合いをいう。ただし、尾道市建設工事等指名業者選定に関する規程（昭和54年訓令第6号）第6条第1項に規定する建設工事等指名業者審査会の会議及びこれに付随する会議を除く。

（働きかけへの対応）

第3条 職員は、働きかけ又はその疑いのある行為（以下「働きかけ等」という。）に対しては、応じてはならない。

- 2 職員は、働きかけ等に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。
- 3 職員は、働きかけ等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認の上、当該相手方に対して記録を作成する旨及び当該行為が働きかけに該当すると判断したときは、その記録を公表することがある旨を告知するよう努めるものとする。

（記録及び報告）

第4条 職員は、働きかけ等を受けたときは、速やかに働きかけに関する記録票（別記様式第1号）を作成しなければならない。ただし、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する職にある職員及び課長よりも上位の職にある職員は、当該働きかけ等に係る事務を所管する課の職員に働きかけに関する記録票の作成を指示することができるものとする。

- 2 働きかけに関する記録票を作成した職員は、当該内容を所属長に報告しなければならない。
- 3 所属長は、前項の報告を受けたときは、当該報告を行った職員にその内容を確認し、所属部長に報告した上で、必要に応じて、相手方に対し事実を確認するものとする。
- 4 所属長は、相手方の行為が働きかけに該当するか否かを判断するものとし、その結果を所属部長に報告し、所属部長は、総務部長に報告するものとする。この場合において、当該判断の結果が働きかけに該当するものであるときは、その旨を市長に報告するものとする。

（対応措置）

第5条 所属長は、職員が働きかけ等を受けたときは、入札・契約事務の公正かつ適正な執行を確保するため、速やかにその内容に応じて、関係部署と連携の上、組織として必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、働きかけに該当すると判断された行為を行った者が尾道市が認定する建設工事等入札参加資格者名簿に登録された事業者であるときは、当該事業者に対し、指名除外を措置するものとする。

(職員間の協議等における対応)

第6条 職員間の協議等において、入札・契約事務に係る非公表又は公表前の情報（以下「非公表等情報」という。）を提示する職員は、提示を受ける職員に対して記録を作成する旨を告知するものとする。

2 非公表等情報を提示する職員は、速やかに職員間の協議等に関する記録票（別記様式第2号）を作成しなければならない。ただし、課長よりも上位の職にある職員は、当該非公表等情報を取り扱う事務を所管する課の職員に職員間の協議等に関する記録票の作成を指示することができるものとする。

3 職員間の協議等に関する記録票を作成した職員は、当該内容を所属長に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年7月8日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

働きかけに関する記録票

対 応 者	所 属	
	職 名	氏 名
日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分	
場 所		
方 法	☐ 面談 ☐ 電話 ☐ 電子メール ☐ その他（ ）	
相 手 方	住 所	
	氏 名	
	団 体・ 役職名等	
	連 絡 先	
働きかけ の内容		
対応状況		
そ の 他		

別記様式第2号 (第6条関係)

職員間の協議等に関する記録票

提 示 者	所属		
	職名氏名		
日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
場 所			
相 手 方	1	氏 名	
		所 属	
	2	氏 名	
		所 属	
	3	氏 名	
		所 属	
協議等の 内容			
そ の 他			